

空き家空き店舗活用事業補助金 申請の流れ

補助金の申請には事前の「事業認定申請」が必要です。

- ・認定申請のタイミング = 空き家等の購入、賃貸借契約後速やかに
- ・提出書類 事業計画書 補助事業収支予算書 経費の見積書及び工事請負契約書の写し 賃貸借契約書の写し 売買契約書の写し 事業実施位置図 改装前の写真 誓約書 平面図、立面図、完成予想図等の店舗のレイアウトがわかる図面

書類審査、現地確認の実施

事業認定通知

※審査の結果によっては不認定になる場合もあります。

改修工事等を開始してください！

開業

開業後3ヶ月以内に
交付申請書を提出すること

開業して1年を経過
する日から3ヶ月以
内に交付申請書を提
出すること

補助金の交付申請
【物件購入費等に係る分】

≪提出書類≫

- 補助事業収支報告書
- 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し
- 開業等届出書の写し又は営業を開始したことが証明できる書類
- 改装後の写真
- 住民票の写し（45歳以下の場合）※個人のみ
- 市商工会への加入申込書の写し
- 納税証明書

補助金の交付申請
【賃借料に係る分】

≪提出書類≫

- 賃借料に係る領収書又は支払を証明する書類の写し

補助金交付決定通知

補助金の請求

補助金の支払い

※開業年度を含み3年間、状況報告書を提出